

国民健康保険のお知らせ

◆高齢受給者証の更新

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。

高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者に交付しており、保険証と一緒に医療機関に提示してもらうものです。所得などにより自己負担割合を判定し、8月1日以降有効のものを7月末日までに郵送します。

◆限度額適用・標準負担額減額認定書の申請

有効期限が7月31日までの限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている方に、申請のための案内を7月上旬に郵送しています。案内が届いていない方や、今まで認定証をお持ちでなかった方で、高額療養費に該当すると思われる方は申請してください。なお、認定証の交付日は申請月の1日です。ご注意ください。

※限度額適用・標準負担額減額認定証とは

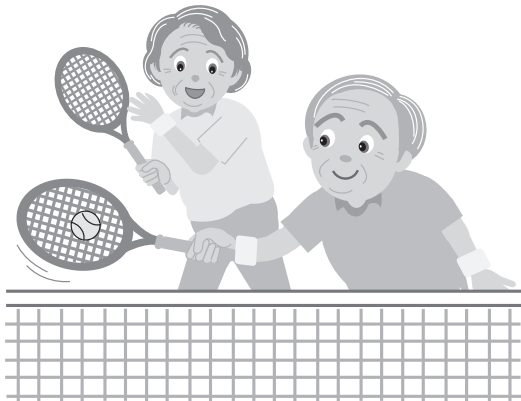
医療費の自己負担が高額になった時、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、医療機関への支払いが自己負担限度額まで

となります。

この認定証は、保険税を滞納しているとは交付できません。また、70歳以上の方は、低所得の方（同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税のみ交付できます）。

◆照会先

国保年金課 (☎23-7701 FAX23-7739)



ペットの世話は飼い主の責任です

ペットの飼育や動物に関する苦情が増えています。ペットが近所の方などに迷惑をかけた時は飼い主の責任となります。飼い主の皆さんは責任を持って飼育しましょう。

●できるだけ室内で飼う

ペットはできるだけ室内で飼育してください。屋外で飼育するときも、綱（リード）などですなぐようにしてください。

●トイレのしつけをする

排泄を家でするようにしつけてください。散歩など外出時にフンをしたときは、飼い主が責任を持って片づけてください。放置すると条例違反になります。

●散歩などを定期的に行う

動物は、運動不足などでストレスがたまると無駄に吠えることがあります。適度な運動をさせて、健康管理をしてください。

また、散歩中は、犬には必ず首輪・綱（リード）などを付け、飼い主明示ができるようにしてください。

●最後まで責任を持つ

ペットを捨ててはいけません。飼い主として最後まで責任を持って飼育す

るか、やむを得ず飼えなくなった時は新しい飼い主を探してください。捨てられると、周囲に迷惑がかかります。

●むやみに餌を与えない

動物を飼う意志がないときは無責任な餌やりをしないでください。餌を与えると、そのままそこに住み着いてしまい、ところかまわずフン・尿をしたり、ごみ置き場を散らかすなど、周囲に大変迷惑をかけます。

●飼い犬が逃げてしまったら

すぐに保健所と警察署へ届けてください。また、迷い犬を見かけた場合も同様です。

●狂犬病の予防注射

年1回、必ず接種し、鑑札・注射済票を犬に必ず装着してください。

●照会先

関保健所 ☎33-4011
生活環境課 ☎23-6732

